佐賀県告示第74号

佐賀県漁港管理条例に基づく指定船舶及び漁港施設の指定(平成13年佐賀県告示第213号)の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行する。

令和4年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		
指定した施設を表示した図面は、	佐賀県水産林務局漁港課に備え	
置く。		

- 1 略
- 2 指定船舶が使用すべき施設

漁港名	施設の名称	施設の種類
略		
高串漁港	略	
	道路護岸泊地C	略
	H物揚場 (口)	略
唐房漁港	1号西防波堤泊地	略
	<u>4 号物揚場(口)</u>	物揚場
	<u>2 号護岸</u> (ロ)	<u>護岸</u>
	<u>1 号護岸(口)</u>	<u>護岸</u>
	3号東防波堤泊地	略
略		

指定した施設を表示した図面は、佐賀県<u>農林水産部農山漁村課及</u> び唐津農林事務所に備え置く。

改正後

- 1 略
- 2 指定船舶が使用すべき施設

漁港名	施設の名称	施設の種類
略		
高串漁港	略	
	道路護岸泊地C	略
	3号突堤泊地	指定船舶用泊地
	H物揚場(ロ)	略
唐房漁港	1号西防波堤泊地	略
	<u>2号-3.0m岸壁</u> (口)	<u>岸壁</u>
	3号東防波堤泊地	略
略		